

\\ 10分でわかる！ //

2023年6月IAASBボード会議



【説明者】

井坂 久仁子（当協会研究員）

永田 滋（当協会研究員）

大生川 輝正（当協会研究員）

IAASBのスケジュール（2023年～2025年）

プロジェクト名	2023年				2024年				2025年			
	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月
LCE（複雑でない企業）の監査基準		★	承認	PIOB								
監査証拠（ISA 500）						承認	PIOB					
不正（ISA 240）		★		ED					承認	PIOB		
継続企業（ISA 570）	ED							承認	PIOB			
上場企業及び PIE（社会的影響度の高い事業体）	トラック1	★ 承認	PIOB									
	トラック2			ED				承認	PIOB			
サステナビリティ報告の保証		★ ED					承認	PIOB				
2024年から2027年の戦略及び作業計画				承認								

※ PP：IAASBボードでのプロジェクト・プロポーザルの承認
承認：IAASBボードでの最終承認予定

ED：IAASBボードでの公開草案の承認
PIOB：公益監視委員会（PIOB）による最終承認予定

1 LCE（複雑でない企業）の監査基準

プロジェクトの概要

- 複雑でない企業（Less Complex Entities : LCE）向けに、ISAと同じ保証水準の国際監査基準をISAとは別個に作成するプロジェクト
- 2021年7月に公開草案が公表され、2022年1月31日までコメントが求められていた。

2023年6月ボード会議の審議概要

- パート10(グループ財務諸表の監査)を除く全体の草案について議論が行われた。
- 次回7月のボードコールにて、パート10(グループ財務諸表の監査)の公開草案に対するコメントの検討が行われる。

タイムライン

2022年1月31日：公開草案コメント期限

2022年6月：ボード審議

2022年9月：ボード審議

2022年1月～
2023年5月

ISA for LCEのうち「グループ財務諸表の監査」パートの公開草案審議

2023年3月：ボード審議

★ 2023年6月 ボード審議



2023年9月 最終基準承認予定

2

不正

プロジェクトの概要

- 近年発生した様々な大型会計不正事件を受けて、一部の国では財務諸表監査における不正及び継続企業に関する監査人の役割及び責任について疑問が呈され、独自の対応が進められている。

2023年6月ボード会議の審議概要

- 不正タスクフォースから公開草案のドラフトが提示され議論が行われた。特に重要と考えられる点は以下のとおり。

不正関連の手の続の監査報告における透明性

- ▶ ISA 701※を適用し、監査役等とコミュニケーションを行った事項の中から、監査を実施する上で監査人が特に注意を払った**不正に関連する事項**を決定する。
- ▶ 監査人が特に注意を払った**不正に関連する事項**のうち、今期の財務諸表の監査において特に重要と判断した事項を「監査上の主要な検討事項（Key Audit Matters：KAM）」とする。
- ▶ 監査報告書のKAMの見出しを「**不正に関連する事項を含めた**監査上の主要な検討事項」と変更し、さらに、適切な小見出しを付して不正リスクに関連するKAMであることを明確にする。
- ▶ 企業及び監査の実態並びに状況より、伝えるべき不正に関連するKAMがないと監査人が判断した場合は、その旨を監査報告書のKAMに記載することが求められる。

(※) ISA 701 Communicating Key Audit Matters In The Independent Auditor's Report

タイムライン

2021年12月：プロジェクト・プロポーザル承認

2022年6月：ボード審議

2022年9月：ボード審議

2022年12月：ボード審議

2023年6月

ボード審議



2023年12月

公開草案承認予定

2025年3月

最終基準承認予定

3 上場企業とPIE（社会的影響度の高い事業体）

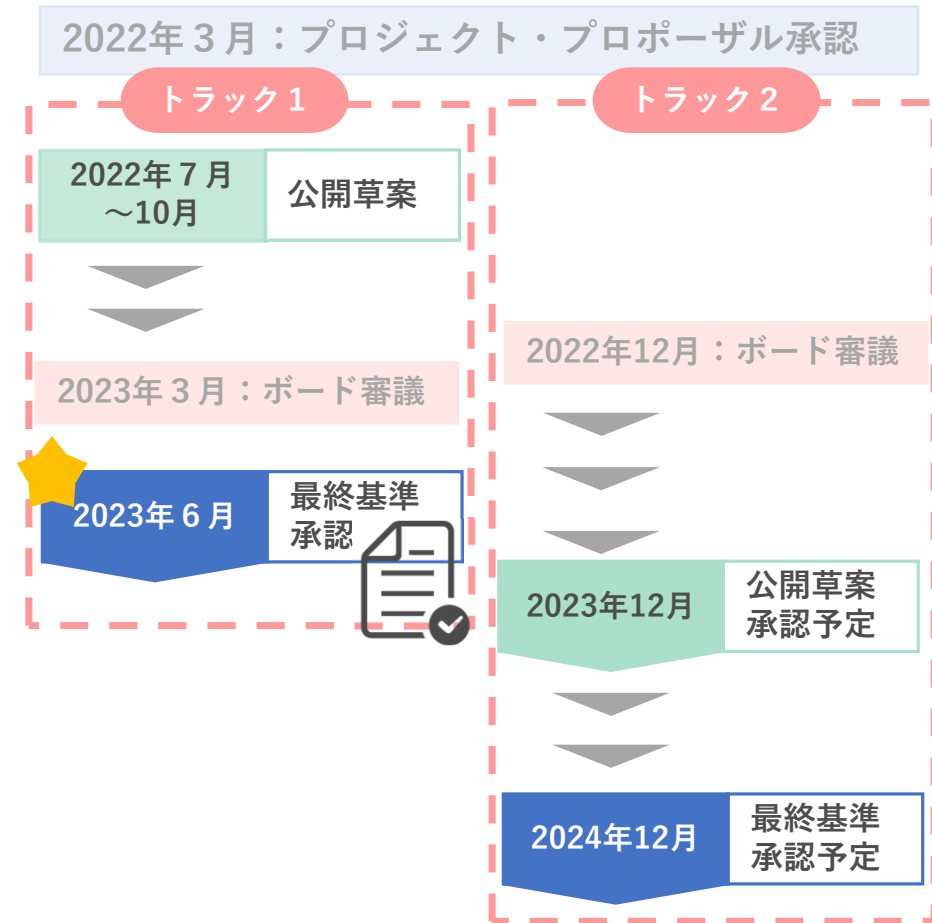
プロジェクトの概要

- 国際会計士倫理基準審議会（IESBA）の「職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）」（IESBA Code）における「上場企業(Listed Entity)」及び「社会的影響度の高い事業体(Public Interest Entity)」という用語の定義を検討するプロジェクトを受けた対応である。
- **トラック1**：特定の事業体(PIE等)の追加の独立性の要求事項を適用した場合の監査報告書における開示を検討する。
トラック2：トラック1以外の項目。

2023年6月ボード会議の審議概要

- **トラック1**に関する**最終基準が承認**された。
 - ▶ ISA 700（改訂）「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」
 - ▶ ISA 260（改訂）「ガバナンスに責任を有する者とのコミュニケーション」
- PIOBの承認を経て10月に公表される予定であり、2024年12月15日以降開始期間より適用となる。

タイムライン



4 サステナビリティ報告の保証（1）

プロジェクトの概要

- サステナビリティ報告の**包括的な保証基準**を開発するプロジェクト（名称案：国際サステナビリティ保証基準（ISSA）5000「サステナビリティ保証業務の一般的要求事項」）
- ISSA 5000 は、会計士以外の保証業務実施者も使う前提

2023年6月ボード会議の審議概要

- ISSA 5000の**公開草案の公表が承認**された。
- 4月ボードコール時点の基準案からの主な変更点は以下のとおり。
 - ▶ パートに分けた構成を他のIAASBが公表する基準と同じような構成に変更（項番号は通し番号）
 - ▶ 既存のISAE 3410「温室効果ガス報告に対する保証業務」とISSA 5000の関係の明確化
 - ▶ 用語の見直し（Sustainability Matter, Sustainability Information）
 - ▶ 適用する規準（criteria）を保証報告書で明示するよう修正
 - ▶ その他の記載内容（Other Information）に関して、経営者又はガバナンスに責任を有する者が責任を負うことを保証報告書で明示するよう修正

JICPAウェブサイト
「サステナビリティ保証」ページ
をリニューアルしました。

タイムライン

2022年1月：リサーチ活動開始

2022年6月：ボード審議

2022年9月：プロジェクト・プロポーザル承認

2022年12月：ボード審議

2023年3月：ボード審議

2023年4月：ボード審議（ウェブ会議）

★ 2023年6月 公開草案承認



公開草案の公表：2023年8月初頭予定
コメント期限：2023年12月初頭予定

2024年9月 最終基準IAASB承認予定

サステナビリティ報告の保証（2） （参考）ISSA 5000 公開草案の構成と主な変更点（1/3）

序説	ISSA 5000とISAE 3410 の関係を明確化した。
本ISSAの範囲	
適用日	適用日は、以下の記載となっている。 (a) ○○年○月15日以後開始する期間から、又は (b) ○○年○月15日から
目的	
定義	ISAE 3000（改訂）*から用語の見直しをした。 （括弧内は保証実3000**の対応する用語を示す。）
要求事項：	〈例〉
本ISSAに準拠する保証業務の実施	• Underlying subject matter（主題） →Sustainability matter
業務契約の締結と更新	• Subject matter information（主題情報） →Sustainability information
事務所レベルの品質管理	
業務レベルの品質管理	

* 国際保証業務基準（ISAE）3000（改訂）「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」

**保証業務実務指針3000「監査及びレビュー業務以外の保証業務に関する実務指針」

サステナビリティ報告の保証（3） （参考）ISSA 5000 公開草案の構成と主な変更点（2/3）

要求事項（つづき）：

不正

違法行為

経営者、ガバナンスに責任を有する者との
コミュニケーション

調書

保証業務契約の前提条件

保証業務の契約条項（Terms）

証拠

計画

リスク手続

重要性：一つの保証業務に複数の重要性がある場合があることを強調するなど、重要性に関しての記述を強化するための修正の検討を行った。以下はその一例である。（計画段階：第90項、第92項参照）

- ダブルマテリアリティ対応として、**Financial materiality**と**Impact materiality**の説明を適用指針に追加した。（A179項、A157項）

〈保証報告書における重要性の説明〉重要性が、企業へのimpact、企業からのimpact、若しくはその両方のいずれの観点から考慮されたかを保証報告書で説明するためのガイダンスを強化する案が示されていたが、審議の結果、適用指針での説明は混乱を招く懸念があるため却下された。

サステナビリティ報告の保証（４） （参考）ISSA 5000 公開草案の構成と主な変更点（２／３）

要求事項（つづき）：

重要な虚偽表示リスクへの対応

識別された虚偽表示の集計と検討

適用する規準の説明の評価

後発事象

経営者及びガバナンスに責任を有する者からの書面による確認書

その他の記載内容

保証の結論の形成

保証報告書の作成

※ED-ISSA 5000 は、上記に加えて適用指針及び付録から構成される。

「分析の実証手続」という用語の使用をやめ、「**分析的手続**」の中で、限定的保証業務と合理的保証業務での実施する手続内容の差異を説明するように修正した。

〈虚偽表示が識別された場合〉虚偽表示に**重要性**がある可能性が高いことを示唆する定性的要素の例を追加した。

その他の記載内容（Other Information）に対する**経営者の責任**を保証報告書に記載するように修正した。

保証報告書において「**適用する規準（criteria）**」を明示するように修正した。

「**比較情報**」に関する要求事項及び適用指針が明確になるように修正した。

監査、監査以外の保証業務及びAUPに関する取組



[ホーム](#) > [協会について](#) > [協会の活動](#) > [監査、監査以外の保証業務及びAUPに関する取組](#)

監査

監査以外の保証業務及びAUP

国際監査・保証基準

解説動画等

ワークプラン及び適用スケジュール

公開草案等へのコメント

●● 信頼の力を未来へ
jicpa

◆ 日本公認会計士協会